

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章に基づいた企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図ることが、株主の皆さまや患者さま、従業員をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化しております。さらに、株主との対話方針として、株主・投資家との対話を積極的に行うこととし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスやCSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるなど、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努める方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

実施しない理由の説明が必要となる各原則については、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】いわゆる政策保有株式

(1)当社は、持続的に企業価値を向上させるため、事業戦略上の重要性や取引先との関係性を総合的に判断し、政策的に必要な株式について保有していく方針です。

(2)当社は、政策保有株式について、投資先企業の経営方針・経営戦略等を尊重した上で、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って議決権の行使を判断しております。

【原則1－7】関連当事者間の取引

当社取締役による関連当事者取引は、法令に従い、取締役会の承認事項としております。また、当社役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族(所有会社とその子会社含む)と当社もしくは当社子会社間の取引についてモニタリングを行うとともに、重要な取引については有価証券報告書において記載することとしております。

【原則3－1】情報開示の充実

(1)当社は、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章を定め、これらを当社ホームページ(<http://www.qol-net.co.jp/>)に公開しています。また、経営戦略及び経営計画についても、決算発表、決算説明会、株主総会、個人投資家説明会、海外IRを実施し、積極的に開示・公表しております。

(2)当社は、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章に基づいた企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図ることが、株主の皆さまや患者さま、従業員をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化しております。さらに、株主との対話方針として、株主・投資家との対話を積極的に行うこととし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスやCSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるなど、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努める方針としております。

(3)取締役の報酬の総額(限度額)については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議しています。また、個別の取締役の報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系とし、取締役会が代表取締役に一任し、決定しております。

(4)当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討し、選任案を作成し、取締役会で審議、決議の上、株主総会に付議することとしております。

また、個々の選任理由に関しては、当社ホームページ(<http://www.qol-net.co.jp/>)の株主総会招集通知等に記載しております。

【補充原則4－1－1】経営陣に対する委任の範囲

当社では取締役会は、法令又は定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけております。

【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用

当社の長期的な成長と発展に寄与するように、平成27年6月24日開催の定時株主総会より、専門的な知識・見識等を有している社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的かつ多角的に提言・提案や意見を行うことができることを要件としております。

【補充原則4－11－1】取締役全体のバランス、多様性、規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続
当社の定款にて、取締役は15名以内とする旨を定めており、取締役会においては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう会社の組織体制に応じた人数と専門分野の組合せを考慮して、取締役候補者を決定しております。

【補充原則4－11－2】社外役員の兼任状況
当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4－11－3】取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要
取締役会の実効性については、代表取締役が適宜取締役ヒアリングを実施し、取締役会について代表取締役及び代表取締役が指名する役付取締役が分析・評価を行い、取締役会の実効性向上に努めております。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社の事業に関わる理解を深めるために、必要な説明は取締役会の定期的な報告の中で実施しております。また、各取締役及び各監査役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得する為に、自ら外部セミナー、外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。また、常勤監査役は、公益社団法人 日本監査役協会に入会し、必要なセミナー等を適時受講しております。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を促進し、透明性の高い情報開示と対話を心掛け、良好な関係の構築を目指し、積極的にIR活動を実施しております。
具体的には、株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、アナリスト・機関投資家向けに年2回以上の決算説明会や海外の機関投資家向けに海外IRを実施しており、積極的に決算情報及び経営戦略の説明を行っております。また、個人投資家向けに年10回程度、説明会を開催し、事業内容及び経営戦略の説明をしております。その他に店舗見学等を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディアパルホールディングス	7,582,800	19.49
ジェーピー モルガン チェース バンク 380634(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,393,600	6.15
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロープライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,864,700	4.79
中村 敬	1,629,000	4.18
株式会社ローソン	1,311,800	3.37
第一三共株式会社	1,304,000	3.35
クオール従業員持株会	1,217,029	3.12
株式会社トリム	1,104,000	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	974,000	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	867,400	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 小売業

1000人以上

直前事業年度末における(連結)従業員
数

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

15 名

定款上の取締役の任期

1 年

取締役会の議長

社長

取締役の人数

11 名

社外取締役の選任状況

選任している

社外取締役の人数

2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
網岡 克雄	学者											
窪木 登志子	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
網岡 克雄	○	――	薬剤師としての高度な専門知識及び大学教授としての幅広い見識を、当社の経営に反映していただけることが期待できるものと判断したためであります。また、同氏と顧問契約を締結しておりますが、当社が直前事業年度に同氏に支払った報酬額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
窪木 登志子	○	――	弁護士としての高度な専門知識を、当社の経営に反映していただけることが期待できるものと判断したためであります。また、同氏が代表を務める窪木法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が直前事業年度に同氏に支払った報酬額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する なし
任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
当社の監査役は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行っております。
1)会計監査人の監査計画の説明聴取 年1回
2)会計監査人の期中及び期末の監査報告の受領及び説明聴取 年4回
3)会計監査人の独立性の監視 随時
4)会計監査人の監査への立会い 監査の都度随時
5)その他情報交換や意見交換のための会合 随時
【監査役と内部監査部門の連携状況】
当社の監査役は、内部監査担当部門と次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行っております。
1)内部監査担当部門の年度計画についてのヒアリング 年1回
2)内部監査の監査報告内容についての意見交換 内部監査報告 議事録閲覧の都度(原則月1回)
3)内部統制の状況に関わる情報交換 内部統制委員会の出席の都度(原則年4回)

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
月原 幹夫	他の会社の出身者													
渡邊 宣昭	公認会計士								△					
吉川 正勝	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
月原 幹夫	○	――	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役を補佐する専従者はありませんが、監査役会の事務局、及び連絡を含む事務・その他職務の補助については経営企画担当部門が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜企業統治の体制＞

a. 取締役会

取締役会は、取締役11名(男性9名、女性2名)、監査役3名(2018年6月25日現在)により構成され、原則月1回開催し、経営の重要事項の意思決定及び業務執行状況の管理監督を行っております。なお、当社は、事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の計3名(2018年6月25日現在)で構成され、「監査役会規則」「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性及び執行役員の業務執行の適正性を監査しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

c. 執行役員会

執行役員会は、上席執行役員4名及び執行役員9名(男性11名、女性2名)(2018年6月25日現在)によって構成され、業務執行の責任と権限を付与された執行役員が合議・決定を行うことにより、意思決定の迅速化及び効率化を図っております。また、各執行役員は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき効率的に業務を遂行しております。

＜監査の状況＞

a. 内部監査

内部監査は、社長直轄の内部監査担当部門(内部監査担当部門長以下5名 その他臨時に内部監査員として監査担当者を任命)が担っております。内部監査担当部門長は、適法かつ適正・効率的な業務の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善提案を行っております。

監査結果は、取締役及び業務執行部門が出席する内部監査報告会において原則月1回報告されております。監査役に対しては、年2回監査役会において監査結果を報告しております。また、内部監査担当部門は、監査役及び会計監査人と適宜相互連携し、監査業務の効率化を図っております。

b. 監査役監査

監査役監査は、各監査役が監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧、業務及び財産の状況を調査及び必要に応じてグループ会社から営業の報告を求める等、取締役等の職務の執行を厳正に監査しております。また、各監査役は会計監査人より監査に関する計画及び結果等について適宜説明・報告を受けております。

c. 会計監査

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社からは適時適切に必要な情報を提供することで、迅速かつ正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 轟 芳英 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 孝明 有限責任 あずさ監査法人

なお、上記公認会計士のほかに、公認会計士6名、その他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社を採用しております。取締役会においては、経営の透明性を確保するため取締役11名のうち社外取締役を2名選任しております。監査役会においては、3名の社外監査役を選任しており、全員が取締役会に出席しているほか、定期的に開催される監査役会において情報交換や重要な書類の閲覧を通して、業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、執行役員制度を導入し権限委譲を行うことにより、業務執行における意思決定の迅速化及び効率化を確保し、各々機能の強化を図っております。

このように当社では、社外取締役や社外監査役に期待される取締役に対する監督機能強化、コンプライアンス面での効果発揮という観点、経営監視機能の客観性及び中立性の確保の観点で、現状の体制は十分に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他 当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

アナリスト・機関投資家向けに年2回以上開催、内容は決算情報詳細及び経営戦略の説明、説明者は会長、社長、専務、常務、参加者は約80名
個人投資家向けに年10回程度開催、内容は事業内容及び経営戦略の説明、説明者は広報部長、参加者は50名から200名

なし

IR資料のホームページ掲載

掲載内容:会社概要、決算公告、決算短信、有価証券報告書、事業報告、説明会資料、適時開示資料 等

IRに関する部署(担当者)の設置

広報部(上席執行役員 広報部長 安部 慎一郎)

その他 その他店舗見学等を実施

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

企業理念、クオールミッション、クオールグループ企業行動憲章によりステークホルダーの尊重について記載しております。当社並びに当社グループにおいては、経営者自らが機会あるごとにその精神を役職員に伝達しており、役職員の一人ひとりに浸透しております。

その他

当社は、社会貢献活動の一環として難病と闘う子供たちの夢をかなえる「メイク・ア・ウィッシュ・オブ・ジャパン」や、小学生向け体験型経済教育プログラム「スチューデント・シティ」の活動支援等を継続しております。
また、地域住民向けに手軽な健康チェックを行う「健康フェア」や保護者向けに子どもの健康や子育てについて講義する「子育て大学」等、地域医療に貢献する様々な取組みを実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、関連法規制への準拠及び資産の保全を図るため、以下のとおり内部統制システムを整備し、運用しております。

【整備状況】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、企業理念を着実に遂行することを企業目的とし、法令、定款、社内規程に従い「クオールグループ企業行動憲章」「役職員倫理規程」「コンプライアンス管理規程」を遵守した高い倫理観に基づく企業活動を推進しております。
- 当社は、利益相反取引及び利益相反取引と疑われる取引について、事業推進上の制約を受けることなく、取引比率及び取引条件等においても、公正妥当な取引を行うよう、取締役及び監査役が常に監視しております。
- 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、取締役の職務執行が機能する体制が整備・確保され、実践されているかを監視しております。
- 執行部門から独立した内部監査担当部門を設置し、当社における業務活動の適正性及び効率性を監視しております。
- 法令等遵守の統括機関として、リスク管理委員会にコンプライアンス部会を設置し、当社及びグループ会社に対して企業倫理とコンプライアンスの徹底を図っております。
- 内部統制の統括機関として、内部統制委員会に内部統制部会を設置し、所定の手続きを経て内部統制のモニタリング等を実施・評価し、内部統制委員会にて審議の上社長に報告、取締役会にて最終決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき、適切に保存・管理を行っております。監査役会又は監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 損失の危険に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「全社リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。監査役会又は監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができるものとしております。
- 大規模な災害、事故等の発生によるリスクに適切に対処するため、適宜迅速に対策本部を設置しております。対策本部で取扱うべきリスク、権限、活動内容等の詳細については、「危機管理(リスク管理)規程」において定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催し、年度予算の進捗状況を報告、対策を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適宜個別審議事項に対応しております。
- 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、執行役員制度を導入し、経営の意思決定をする取締役と、業務遂行の責任を担う執行役員を明確に区分しております。
- 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務遂行を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 「クオールグループ企業行動憲章」及び「役職員倫理規程」並びに「コンプライアンス管理規程」を当社及びグループ会社における業務運営の倫理上・業務上の指針としております。
- 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行っており、グループ全体の業務が効率的に行われることを確保しております。また業務上重要な事項が発生した場合には、都度当社に報告が行われる体制を構築しております。
- 内部監査担当部門は、別に定める「内部監査規程」に基づき、関係会社に対し、グループ統制の見地から、人事・資金面での影響度や連結決算の適正な実施等、定期的もしくは特目的に監査しております。
- グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容又は法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、リスク管理委員会コンプライアンス部会の事務局である総務担当部門に報告しております。コンプライアンス部会は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとしております。また監査役は、意見を述べるとともに、当社取締役会にて改善策を求めることができるものとしております。
- 「危機管理(リスク管理)規程」において、リスク管理体制の適用範囲にグループ会社も含め、その損失の危険の管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査役がその職務を補助すべき使用人を任命する必要がある場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。補助使用人が兼任で監査補助業務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないこととしております。監査補助者の評価は監査役が行い、監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとしております。
- 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告することができます。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

(8) その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 当社及びグループ会社の取締役は、定期的に監査役と情報交換を行っております。
- 内部監査担当部門は、定期的に監査役に監査結果を報告しております。
- 監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明及び報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施しております。
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役の請求等により円滑に行えるものとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を維持するために、「反社会的勢力対策規程」を定めております。社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、顧問法律事務所等外部の専門機関とも連携をとりつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を確保しております。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社は、「クオールグループ企業行動憲章」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を断つ」旨、基本方針として規定し、また「役職員倫理規程」において、「反社会的勢力に対しては、毅然として対応しなければならない」とともに「反社会勢力に対して利益を供与してはならない」と対応方針を規定しております。

【整備状況】

当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力による民事介入暴力が発生したときの対応及び平時における反社会的勢力との関係根絶のための管理体制について規定しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 適時開示方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。

(2) 適時開示に係る社内体制

適時開示担当組織については、情報取扱責任者のもと、ディスクロージャー事務局を設置し、適時開示に係わる情報の管理と実務の役割分担を明確化しております。

経営企画担当部門・総務担当部門は、決定事実・発生事実に関する情報を集約し、関係する開示書類を作成しております。財務担当部門は、決算に関する情報を集約し、開示書類を作成しております。経営企画担当部門は子会社の決定事実・発生事実に関する情報を集約し、関係する開示書類を作成しております。

これらの情報は、投資者の投資判断に影響を及ぼす事項であるため、「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報漏洩防止措置及び内部者取引禁止措置をとっております。

また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に四半期及び通期の損益計算書の要旨及びその他株主の利害に直接的に影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載しております。すべての開示事項は、東京証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつ分かりやすく当社ホームページ上での情報開示に努めております。

(3) 女性活躍の推進

当社は、女性の活躍を推進するため人材登用に努めた結果、以下のようになっております。

- ・当社の管理職者135名のうち34名(25.9%)が女性の管理職であります。

また、以下施策の実施により、女性が働きやすい職場環境の整備を行っております。

- ・小学校1年次までの子を養育する者の時短勤務を認めています。
- ・保育施設に入所できない場合、3歳まで育児休業を認めています。